

熊本市・富合町

合併協議会だより

第2号

2007.6 Vol.2

CONTENTS

- 第3回合併協議会開催状況……………2
- 議案事項・承認事項……………2
- 提案事項……………3
- 報告事項……………4
- 合併協議項目進捗状況……………4



新幹線車輛基地・熊本城

第3回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年3月29日(木)
 ところ 熊本市役所 14階大ホール

議員専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「財産及び債務の取扱い」について会長へ報告があり、協議会へ提案が行われました。また「合併市町村基本計画」の一般的な目次構成などについて協議会へ報告が行われました。



議案事項

▼平成18年度熊本市・富合町合併協議会の補正予算

合併市町村基本計画策定業務に係る経費4,515千円を平成19年度へ繰越しました。

▼平成19年度熊本市・富合町合併協議会の事業計画

協議会、専門部会、幹事会及び作業部会の開催や協議会だよりの発行、ホームページの管理運営などの計画を定めました。

▼平成19年度熊本市・富合町合併協議会の予算

協議会予算として、歳入歳出それぞれ20,185千円と定めました。

承認された項目

▼協議第20号 慣行の取扱い
 ○新市の草、木、花等について熊本市の制度に統一することで承認されました。

花	木	草	
 肥後ツバキ	 イチヨウ	 「<」の字を図案化したもの	熊本市
 キク	 モクセイ	 「と」を図案化したもの	富合町

▼協議第27号 消防防災の取扱い(その1)

○災害備蓄
 ○熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域、全市民を対象としました。

して、事業を継続することが承認されました。

▼協議第30号 保健衛生事業の取扱い(その1)

●女性健康診査
 ○熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域、全市民を対象として、事業を継続することが承認されました。

▼協議第31号 各種福祉制度の取扱い(その1)

●熊本市優待証
 ※熊本市内の高齢者、障害者及び被爆者の積極的な外出を支援し、健康で生き生きとした生活を送っていただくよう熊本市の公共施設の入場料や熊本市内を運行するバス・電車の利用を優待する熊本市優待証(通称:さくらカード)を交付しています。

▼協議第33号 環境対策事業の取扱い(その1)

●環境保全(エコライフ)に関すること
 ●水資源
 ●新世紀漱石の森づくり事業
 ○熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域、全市民を対象として、事業を継続することが承認されました。

▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その1)

●農業地域交流促進事業
 ●農業地域活性化支援事業
 ●地産地消の推進事業
 ●経営体育成支援事業
 ●農業・農村男女共同参画経費(特)農業金融支援事業
 ●農用地有効利用促進助成経費
 ●市民と農業のふれあい促進事業
 ●生産体制強化施設整備事業
 ●流通施設整備事業
 ●畜産施設整備事業
 ●流通対策事業

▼協議第35号 商工・観光関係事業の取扱い(その1)

○熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続することが承認されました。

●新規創業支援事業
 ●新産業分野支援事業
 ●雇用対策事業
 ●職業技能向上支援事業
 ●商店街振興事業
 ●工業活性化支援事業
 ●中小企業人材育成支援事業
 ●観光イベント関連事業
 ●物産振興事業
 ●工芸振興事業
 ○熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全市域を対象として、事業を継続することが承認されました。

▼協議第40号 教育関係事業の取扱い(その1)

●就学支援(学級支援員配置・修学旅行特別支援)
 ●青少年国際・国内交流事業
 ●青少年活動支援事業

- 生涯学習推進事業
- 家庭教育推進事業
- スポーツ振興基金等
- 総合型地域スポーツクラブの育成
- 各種大会（開催）補助金
- 熊本市のみの事業であり、合併後は富合町域を含む全域を対象として、事業を継続することが承認されました。

提案された項目

▼協議第5号 財産及び債務の取扱い

富合町の財産及び債務は、合併時にすべからず熊本市に引き継ぎます。ただし、富合町の財産のうち、国民健康保険療養給付支払基金については、別途協議を行います。

▼協議第9号 地方税の取扱い

税制等については次のとおり取り扱つものとします。

●事業所税

富合地域においては、課税免除（合併の年度及びその後5年間）とし、その後は熊本市の例により統合します。

※事業所税とは、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税です。

●法人市（町）民税

富合地域においては、不均一課税（合併の年度及びその後5年間）とし、その後は熊本市の例により統合します。

●個人市（町）民税、都市計画税、入湯税及び固定資産税
熊本市の例により統合します。

▼協議第26号 納税関係事業の取扱い

熊本市の制度に統合します。ただし、口座振替制度、納税組合、納期及び納付書の発送については、合併年度は必要な経過措置を設けます。

●口座振替制度

熊本市取扱金融機関に熊本宇城農業協同組合を加えます。

●納期及び納付書発行

富合町の国保税については、別途協議を行います。

●軽自動車標識交付及び廃車

富合町が交付した課税標識（ナンバープレート）については、合併後も有効なものとし、納税者の申出により無料で交換を行います。

▼両市町の地方税の現状

区分	熊本市	富合町
事業所税	資産割：1㎡につき600円 ※総延床面積が1,000㎡を超える事業所 従業者割：従業者給与総額の0.25% ※合計従業員が100人を超える事業所	なし
法人市（町）民税	均等割：制限税率（6万円～360万円/年） ※均等割は、資本等の金額及び従業者数の合計によって算出します。 法人税割：制限税率（14.7%）	均等割：標準税率（5万円～300万円/年） 法人税割：標準税率（12.3%）
個人市（町）民税	均等割：標準税率（3,000円/年） 所得割：標準税率	
都市計画税	税率：0.2% ※富合町は宇土都市計画区域であり、市街化区域がないため、課税対象外となります。	なし
入湯税	税額：1人1日150円 免税点：1,500円（食事代、マッサージ代等を含む）	税額：1人1日150円
固定資産税	税率：1.4%	
税の納期	軽自動車税 5/1～5/31 市民税（個人市民税） 第1期 6/1～6/30 第2期 8/1～8/31 第3期 10/1～10/31 第4期 1/1～1/31 固定資産税 第1期 5/1～5/31 第2期 7/1～7/31 第3期 9/1～9/30 第4期 12/1～1/4	軽自動車税 5/11～5/31 集合税（住民税、固定資産税、国保税） 第1期 6/1～6/30 第2期 7/1～7/31 第3期 8/1～8/31 第4期 9/1～9/30 第5期 10/1～10/31 第6期 11/1～11/30 第7期 12/1～12/25 第8期 1/1～1/31 第9期 2/1～2/末 第10期 3/1～3/31
納付書発送	当初一括発送	毎月ごと発送

▼両市町の主な財産及び債務の現状

（平成17年度末現在）

区分	熊本市	富合町	
土地	9,906,099.08㎡	270,973.00㎡	
建物	2,254,160.89㎡	27,610.00㎡	
有価証券	550,110千円	—	
起債（普通会計）	地方債残高	291,302百万円	4,100百万円
	公債費比率	19.0%	18.8%
	起債制限比率	14.0%	14.1%
	実質公債費比率	15.9%	17.8%
基金合計	16,387,937千円	790,500千円	

公債費比率

地方債の元利償還額（公債費）の一般財源に占める割合をいいます。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

起債制限比率

公債費比率の算定方式から事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費を控除して得られた比率の過去3カ年の平均をいいます。20%を超えると、起債許可の一部制限があります。

実質公債費比率

起債制限比率の算式に公営企業の公債費への繰上等を反映した比率の3カ年の平均をいいます。18%を超えると起債の発行について県知事の許可が必要です。

報告事項

▼合併市町村基本計画の構成(案)

第1章 序論

- 1 合併の必要性
 - 歴史的経緯や生活圏の拡大、地方分権、少子高齢化等からの必要性を挙げている。
- 2 計画策定の方針
- (1) 計画の趣旨
 - 計画全般にわたる趣旨を明示
 - (2) 計画の構成
 - 新市のまちづくりの基本方針を実現するための施策、公共施設の統合整備、財政計画といった主な構成内容を明示
 - (3) 計画の対象地域
 - 計画の対象地域を明示
 - (4) 計画の期間
 - 計画の期間(事業計画・財政計画・公共施設の統合整備の期間)は、最近の事例では、おおむね10年となっている。

第2章 両市町の概況

両市町の位置・地勢、面積、土地利用状況、人口・世帯数、主要産業など地域の概要について整理

第3章 主要指標の見通し

人口、世帯数等について、計画期間中における目標値と、その理由・要因等を明示

第4章 まちづくりの基本方針

新市の将来像を実現するための施策分野別の基本方針、地域別整備の方針を明示

第5章 新市の施策

施策分野別の基本方針に基づき、各施策の内容、事業などを明示

第6章 新市における県事業の推進

県の果たす役割や具体的に推進する県事業などについて明示

第7章 公共施設の適正配置と整備

地域特性や地域のバランス、あるいは財政事情を考慮し検討

第8章 財政計画

合併に伴う財政支援措置や、経費削減効果、一般的な普通建設事業費など見込まれる影響額を明示

この計画は、熊本市・富合町の合併後の円滑な運営および均衡ある発展を図るための基本的な計画で、住民のまちづくりに関するビジョンを示すマスタープランとしての役割を果たす重要なものです。

今後、住民の皆さんのご意見やご要望(アンケート調査の結果など)を十分に踏まえて、策定される予定です。

合併協議会のホームページを開設しました



協議会の会議資料や会議録などの情報を掲載しています。皆様からのアクセスお待ちしております。

<http://www.kumatomigappei.jp>

■合併協議項目進捗状況

	協議番号	協議項目	提案	承認		協議番号	協議項目	提案	承認
基本的協議項目	1	合併の方式	第2回	◎承認	その他の協議項目	22	介護保険事業の取扱い		
	2	合併の期日				23	行政連絡機構の取扱い		
	3	新市の名称	第2回	◎承認		24	電算システムの取扱い		
	4	新市の事務所の位置	第2回	◎承認		25	広報広聴関係事業の取扱い		
	5	財産及び債務の取扱い	第3回			26	納税関係事業の取扱い	第3回	
特例法による協議項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い				27	消防防災の取扱い	第2回	○一部承認
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				28	交通関係事業の取扱い		
	8	地域自治組織等の取扱い				29	窓口業務の取扱い		
	9	地方税の取扱い	第3回			30	保健衛生事業の取扱い	第2回	○一部承認
	10	一般職の職員の身分の取扱い				31	各種福祉制度の取扱い	第2回	○一部承認
	11	合併市町村基本計画				32	清掃事業の取扱い		
その他の協議項目	12	特別職の身分の取扱い				33	環境対策事業の取扱い	第2回	○一部承認
	13	条例、規則等の取扱い				34	農林水産関係事業の取扱い	第2回	○一部承認
	14	事務組織及び機構の取扱い				35	商工・観光関係事業の取扱い	第2回	○一部承認
	15	一部事務組合等の取扱い				36	建設関係事業の取扱い		
	16	使用料・手数料の取扱い				37	都市計画の取扱い		
	17	公共的団体等の取扱い				38	下水道事業の取扱い		
	18	補助金・交付金等の取扱い				39	上水道事業の取扱い		
	19	町名・字名の取扱い				40	教育関係事業の取扱い	第2回	○一部承認
	20	慣行の取扱い	第2回	◎承認		41	選挙管理事務の取扱い		
	21	国民健康保険事業の取扱い							